

## 平成 30 年度第 1 回川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会 議事録

1 開催日時 平成 30 年 8 月 1 日（水）午前 10 時 40 分から午前 11 時 40 分まで

2 開催場所 川崎市地方卸売市場南部市場 3F 第 1 会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）

中川雄二 会長（東京海洋大学大学院教授）、高柳長直 副会長（東京農業大学教授）、五十嵐哲（川崎市南部青果株式会社代表取締役）、川上真二（川崎丸魚株式会社営業部次長）、川上貢輝（川崎花卉園芸株式会社南部市場長）、倉田清隆（川崎魚市場卸協同組合専務理事）、大平憲太郎（川崎花卉親睦会会長）、梶ヶ谷雪香（消費者代表、元消費者の会副会長）

（幹事）

増田宏之（中央卸売市場北部市場長）

（書記）

鈴木雄二（中央卸売市場北部市場管理課長）、池田昌弘（中央卸売市場北部市場業務課長）

4 議事

（1）平成 29 年南部市場各部門取扱の概要について 資料 1

（2）卸売市場法の改正への対応について 資料 2～3

（3）現行指定管理者の指定期間の 1 年延長について

5 その他

傍聴人 3 名

公開有無 有

### 【審議経過】

司会：経済労働局中央卸売市場管理課長 鈴木

鈴木書記 それでは定刻を過ぎてしまいましたが、始めさせていただきたいと思います。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます北部市場管理課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。会議開催に先立ちまして、北部市場長の増田より御挨拶させていただきます。

増田幹事 おはようございます。北部市場長の増田でございます。本日初めてお会いす

る方もいらっしゃいますので、簡単に私の話をさせていただきます。本年 4 月に前任に代わりまして、市場長を拝命いたしました。本日で 5 か月目に入ったところですが、まだまだ至らない点が多々あるかと思えます。ぜひ皆さまには、多方面からご指導ご鞭撻をいただければと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、本日は大変お暑い中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会は、川崎市における地方卸売市場業務条例に規定された本市の附属機関であり、主に南部市場の管理運営に関して審議していただく場でございます。昨今、卸売市場を取り巻く状況は、先の国会において卸売市場法が抜本的に改正されるなど、非常に大きく変化しているところでございます。

本日の審議会では様々な状況や変化を踏まえまして、今後の市場運営について皆さまから御意見をいただきまして、より良い方向に進めていきたいと思っておりますので、ぜひ活発に御審議いただければと思えます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

鈴木書記 続きまして、会議の開催にあたり、本審議会の委員に異動がございますので、御案内させていただきます。

各団体様の人事異動などに伴いまして、2名の方が新たに委員となります。川崎市長に代わり、北部市場長の増田から委嘱状をお渡しいたします。お名前をお呼びしますので、その場で御起立いただきますようお願いいたします。

川崎花卉園芸株式会社南部市場長の川上貢輝委員でございます。

<委嘱状交付>

川崎花卉園芸株式会社の松本委員が、昨日 7 月 31 日付で解嘱となりまして、本日付での川上委員への委嘱となります。

続きまして、川崎青果仲卸組合組合長の長峯浩二委員でございますが、本日所要のため、欠席されております。

前組合長の鈴木委員は、同じく、昨日 7 月 31 日付で解嘱となりまして、本日付での長峯委員への委嘱となります。

次に、会議の公開に関する注意事項でございます。この会議は公開を前提としておりまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開をいたします。皆様には御了承いただきますよう、お願いをいたします。また、議事録作成のため、会議内容の録音させていただいております。併せて御了承願います。

本日三名傍聴者がいらっしゃいますが、傍聴の方は机に配布しています注意事項、傍聴者の遵守事項お読みいただき、禁止事項は行わないようお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。  
まず一番上に次第がございます。座席表、委員名簿、幹事及び書記の名簿。  
資料の1としまして、平成29年南部市場各部門取扱いの概要について。  
資料の2としまして、卸売市場法の改正に伴う川崎市卸売市場経営プランの改訂について。  
資料の3としまして、川崎市卸売市場経営プラン改訂協議会について。  
資料の4としまして、指定管理者の指定期間の1年延長について。  
ということになってございます。  
不足等ございましたら御連絡頂けたらと思います。

続きまして、議事に入ります前に、本審議会の会長である中川会長から御挨拶をお願いいたします。

中川会長 東京海洋大学の中川でございます。皆様ご存知のように、卸売市場法の改正、改訂の方がいいかと思いますが、正しくなるのか悪くなるのかは今後の状況次第かと思われま。この一事に象徴されるように、卸売市場を取り巻く条件が変わってまいりました。特に、場内事業者の経営能力が問われるような状況が、国によってつくられているのではないかと思います。その一方で、日本国産の農林水産物が中長期的にみて減少傾向であると同時に、海外からの海外商材がたくさん入ってきています。その中で、卸売市場というのが、開設区域が市民にとって、安心安全な農林水産物を安定的に供給していたという機能が、いま問われています。今後どうなっていくかが2、3年、長くても5年の間に決まってくるような気がします。そういった中で、本審議会では忌憚のない御意見を交わしながら、南部市場として今後どのような方向性があるのかを、真剣に考えていく変わり目の時期が来たのかと思います。本日は暑い中ではございますが、何分にもよろしく御審議いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

鈴木書記 ありがとうございます。この後の議事につきましては、規定に基づき、中川会長の進行でお願いしたいと存じます。  
なお、委員の皆様の総数12名中、本日は8名のご出席をいただいております。規則の定足である半数以上となっておりますので、本審議会は成立いたします。

す。

それでは中川会長よろしく願いいたします。

中川会長      それでは、平成 30 年度第 1 回川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会を開催いたします。

本日の議事については 3 項目ございます。議事 1 の「平成 29 年南部市場各部門取扱の概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

池田書記      北部市場業務課長の池田でございます。それでは、南部市場に平成 29 年の各部門取扱の概要について説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

こちらに部門ごとの平成 24 年から 29 年まで 6 年分の取扱数量・金額を記載しております。取扱数量は折れ線グラフで目盛線は左側となっており、取扱金額は棒グラフで目盛線は右側となっています。

まず、左上段の青果部です。青果物の市場経由率は低下傾向で推移していますが、平成 29 年の取扱数量 8, 437 トン、前年比 240.9%、取扱金額は 15 億 3 千 9 百万円、前年比 215.5% となっており、平成 28 年に比べ大幅増となっています。

これは、平成 28 年 3 月末に新たに「川崎南部青果(株)」さんに入っていたので、平成 28 年は約 9 ヶ月分の実績、平成 29 年はまるまる 1 年分の実績ということに加え、単月で見ましても前年同月実績を上回っております。これにより、平成 26 年の前卸売業者撤退前の取扱数量・金額ともに上回りました。

次に、右上段の花き部ですが、花き卸売市場経由率は、他部門に比べ横ばい状況を維持しており、本市場においても、取扱数量、取扱金額ともに、ここ数年多少の増減はあるものの概ね横ばい状況を維持しています。

平成 29 年の取扱数量 2, 408 万本、前年比 104.9%、取扱金額は 16 億 6 千万円、前年比 103.9% となっており、取扱数量・金額ともに前年を若干上回りました。

最後に、左下段の水産物部ですが、平成 29 年の取扱数量は 2, 961 トン、前年比 81.7%、取扱金額 23 億 7 千万円、前年比 82.8% となっており、他部門に比べ苦戦している状況です。

水産物の取扱数量減少は全国的な傾向であり、本市場においても同様に取扱数量の減少が続いておりますが、仲卸売場に空き店舗がありますので、新規

仲卸業者を誘致し、売り上げ向上を図ってまいりたいと思います。

水産物部については、本年 10 月 11 日に築地市場が豊洲に移転されるとのことで、先日に東京都知事の豊洲の安全宣言がありました。このことを商機とみて、卸・仲卸業者も営業を行っていると聞いています。

なお、平成 29 年度まで、水産卸売業者は「横浜丸魚(株)川崎南部支社」でしたが、平成 30 年度からは、子会社である川崎丸魚(株)に事業譲渡され業務を行っています。

3 部門とは直接関係はありませんが、先日、南部市場の関連事業者を募集した際に、1 店舗の募集に対し、5 社応募をいただきました。応募理由として、南部市場が商圈に近いなど立地の良さを挙げられる会社が多くあり、改めて、南部市場の地理的優位性を認識したところです。この地理的優位性を活かして、南部市場の活性化を推進していければと思っております。

説明は以上です。

中川会長 ありがとうございます。何か御意見、御質問はございましょうか。  
卸売業者の方から何か、ございましょうか。

五十嵐委員 青果卸では、3 年、5 年、10 年の事業計画を立てており、年間伸び率を 115% で設定しています。他部門の卸売業者に質問ですが、今後どのような見通しを立てていますか。

川上真二委員 水産卸の川上です。説明がありましたとおり、横浜丸魚から川崎丸魚に変わり、ロピア・横浜丸魚の出資が中心となっています。今月から、トラックが出るようになり、徐々に売り上げが伸びており、品物の取扱高も増えていくと思います。予算としては 2 億で、これから伸びてくる予定です。また、輸出に力を入れていまして、うおん(株)と取引をしており、他社と取引している 1 億分を、低温売り場を使用することを条件に、こちらに売上を持ってきてくれるという話になっています。そのような中で、施設について、冷凍庫の整備を市に依頼をしていますが、なかなか受け入れてもらえず、お金や時間がかかる問題となっています。

中川会長 ありがとうございます。花き卸売業者はいかがでしょうか。

川上貢輝委員 利益設定は 107% を設定しています。特に大きなお客さんと呼ぶといった話はありませんが、加工部門を主に、スーパーへの販売を伸ばしています。花と

いう商品柄、輸出という話は問題になっており、日本の花として売り出してはいますがなかなかうまくいっていないのが現状です。南部市場は、一般の方も来やすい立地ですので、設備や整備を整えることで潤うのではないかと思います。

中川会長 御意見ありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。無いようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

議事の2の「卸売市場法の改正への対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木書記 「卸売市場法の改正への対応について」説明させていただきます。「資料2」をご覧ください。

資料上段をご覧ください。「これまでの経緯と経営プラン見直しの必要性」としまして、これまでの国と川崎市の動きを時系列で表しています。2段目ですが、川崎市は平成28年、2016年2月に、今後10年間の市場の方向性を明らかにした「川崎市卸売市場経営プラン」を策定いたしました。本プランは、1段目にございます国が発表した卸売市場整備基本方針に基づいて策定したものでございまして、この国の整備基本方針というのは、卸売市場法に基づき、卸売市場の機能・役割の強化や高度化に向けた整備、運営の方針を明らかにしたものでございます。

その後国では、食品流通構造の変化に対応し、食品流通の合理化を図るため卸売市場法の改正議論が進み、大幅な規制緩和を伴う改正市場法がこの6月成立したところでございます。

2020年度には改正市場法が施行される予定でございまして、それまでの間に、本市では改正法の趣旨を反映して経営プランを改訂するとともに、市場での取引ルールを規定する業務条例の改正を行い、さらに国・県への認定申請を行う必要がございまして、新制度に基づく市場運営を行うにあたっては、経営プランの見直しが最優先課題だと認識しているところでございます。

資料下段をご覧ください。改正法の概要をお示ししております。主な項目を説明させていただきます。3段目に「開設主体」とあります。現行法ですと開設主体は「都道府県、人口20万人以上の市」となっており、地方自治体が開設主体ということになりますが、改正法では、民間も含め制限がなくなります。「開設区域」については、現行法では「卸売市場法に基づき大臣が指定」となっておりまして、本市の場合ですと「川崎市」が開設区域となっております。

ます。これについては、改正法では開設区域の設定がなくなります。国の関与ですが、現行法では「認可」となっておりますが、改正法では「認定」となります。最下段の「取引規制」ですが、現行法では一律に法で規制しておりますが、改正法では「共通ルール」として法で定めるもののほかは原則廃止となり、共通ルール以外の取引ルールについては、各市場で議論して決定することとなっております。

次頁をご覧ください。今後の検討体制といたしましては、庁内・庁外それぞれの会議体を活用し合意形成を図っていく予定でございます。資料左側の庁内検討体制としては、局長級で構成している川崎市卸売市場機能検討委員会に、課長級で構成する分科会を設置し、改正法への対応を議論してまいります。資料右側の庁外検討体制としては、市の附属機関である開設運営協議会に部会を設置し、場内事業者との合意形成を図り、プランの改訂を進めてまいります。具体的には、開設者である市が場内事業者の意見を十分に聞き取り、それらをもとに学識からなる検討部会で意見交換を行います。その後、検討部会での意見交換を踏まえて取りまとめた内容を場内事業者に報告し、合意を形成するものでございます。

下段のスケジュールをご覧ください。

2020年度の改正法施行に向けて、場内事業者ヒアリングや庁内外での検討を進め、今年度末までにプラン改訂素案を策定、パブリックコメントを実施します。来年度前半には経営プランを改訂し、その後議会において業務条例を審議していただき、年度末に国・県への認定申請を行ってまいりたいと考えております。

「資料3」をご覧ください。開設運営協議会に設置する部会のメンバーでございますが、青果部門としては中央大学の木立先生、水産部門としては東京海洋大学の中居先生、食品流通全般として専修大学の渡辺先生の3名の方と調整しているところでございます。

中川会長      ありがとうございました。何か御意見、御質問はございましょうか。

大平委員      川崎花卉園芸の売参人会の会長をしております、大平と申します。資料2にあります「開設主体」について、民間含め制限なしというのは、非常にまずいなという感じがします。例えば、花き部では、大手スーパー等が卸売市場を開設することができ、お彼岸やお盆などに大量の荷が流れてしまうと、小

売りはピンチだと思います。生産者は高く買取ってくれる方に出荷し、自由競争となり、市場が形骸化してしまうのではないかと思います。このまま進んでいきますと、小売りにとって厳しいなという認識を持ちました。

中川会長 国が政策決定した改正法のなかで、いかに自分達にとって有利な条件にできるかを考えていかなければならない状況だと思います。自由に卸売市場を開設できるという点については、改正法では国の認定という要件があるため、改正法に基づいた卸売市場すぐにでも乱立していくようなことは無いかなと思います。ただ、今まで通りの常識でビジネスをしていては生き残れない状況に変わりつつあります。御指摘いただいたことは、今後市場としても考えていかなければならないことであり、事業者の経営戦略としても考えていかなければならないことだと思います。

大平委員 例えば、今ある卸売市場が厳しいから大手スーパー等が買い取って、民間開設の市場としてうまく回していくということもできるのでしょうか。

中川会長 条件次第で可能になると思います。問題は、このような状況下で、南部市場を使ってどう有利な条件にできるかを考えていかなければいけないし、逆にいえば、市場にこだわらないというのも場内事業者の皆さまにとっては選択肢の1つかもしれません。

今後、紹介のあった3人の先生方からなる検討部会において議論をすることになりますが、場内事業者の皆さまには積極的に意見を出していただき、経営プランの作成に積極的に関わって欲しいと思います。3人の先生方にお任せというような状況にならず、日々業務に当たられている場内事業者の皆さまには、ヒアリングの場が設けられているので、こういったプランを考えて欲しいなど具体的な意見を提案していただければと思います。

今日はせっかくの機会ですので、ぜひ積極的に意見をお願いします。

高柳副会長 先ほど大平委員がおっしゃった市場の形骸化というのは、まさにおっしゃる通りだと思っています。今回の改正法は、規制緩和により卸売市場法を縮小化しており、卸売市場法は廃止の一手前まで来ているのかもしれませんが。特に水産青果は市場経由率が低下してきており、卸売市場間の競争もそうですが、市場内流通の競争も今後到来するのではないかと思います。

中川会長 ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。



今後は、資料2に記載されたスケジュールで経営プランの改訂を進めていくこととなります。また、資料3に記載された3人の先生方に、ヒアリングに基づきながら検討を行い、その後、取りまとめた内容をもって本審議会での議論を行うことになると思います。特に今日いらっしゃっている場内事業者の皆さまには、経営プランへの御意見をいただき、問題提起をしていただき、南部市場を今後のこういったビジネス形態でいくのかを考え、一緒に経営プランの改訂を進めていければと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

議事の3の「現行指定管理者の指定期間の1年延長について」、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木書記 南部市場の指定管理の1年延長について説明させていただきます。「資料4」をご覧ください。

「Ⅰ 概要」ですが、南部市場では平成26年4月から指定管理者制度を導入しており、今年度が5年間の指定期間の最終年度となっております。通常であれば、次期の指定管理者の選定に向けて、ちょうど今くらいの時期に業務仕様の作成等の手続きを行っているところなのですが、先ほどの議題で法改正の説明をさせていただいた通り、国において大幅な規制緩和を伴う改正卸売市場法が成立したことから、卸売市場経営プランの改訂、取引ルール等を定めた業務条例の改正が必要になっているところでございます。現時点では、料金体系等の業務仕様を作成できない状況ですので、現行の指定管理の期間を1年間延長し、新しい制度の下で運用できるように適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

「Ⅱ 取引規制の緩和」について、指定管理業務に影響のある部分を中心に説明させていただきます。「1 商物一致の原則」でございますが、これは、卸売業者は市場内にある生鮮食料品以外の卸売をしてはならない、という規制でございます。これが廃止されますと、卸売業者が卸売をするにあたって、生鮮食料品等を市場に持ってこなくてもよくなります。現在卸売業者からは、お貸ししている施設の利用料金と、売上高に応じてお支払いいただく市場使用料の2本立てで使用料等をお支払いいただくことになっております。この規制がなくなると、卸売業者の売上のうち、市場を通らない生鮮食料品等について利用料金を徴収できるのかどうか、ということの整理が必要になると

考えております。また「3 直荷引き原則禁止」という規制がございます。これは仲卸業者への規制でございまして、仲卸業者は市場内の卸売業者以外から買い入れて販売してはならないという規制でございます。例外として、市場内の卸売業者以外から買い入れることができることになっています。これを直荷引きと言いますが、この直荷引きした生鮮食料品等を販売した場合には、一定割合の使用料をいただくことになっております。この規制が廃止されますと、仲卸業者はどこから購入しても良いことになり、制度上認められている取引に関して利用料金を徴収できるのかどうか、ということの整理が必要になると考えております。

「IV 今後のスケジュール」でございまして、仮に2020年度から指定管理業務を開始する場合の想定スケジュールをお示ししております。今年度に卸売市場経営プランの改訂作業を進めまして、パブリックコメント等を経まして、来年度の初頭には改訂卸売市場経営プランを策定する予定でございまして、その後、取引ルールを制度化した業務条例の改正作業を行いまして、その業務条例に基づきまして、指定管理者業務の仕様確定、事業者の募集等を行うことになるものと想定しております。

中川会長 ありがとうございます。何か御意見、御質問はございでしょうか。

五十嵐委員 1年延長にあたり、役員人事はありますか。それとも、今までの役員で、そのまま1年延長になりますか。

鈴木書記 それは指定管理会社の中で決められることですので、市の方から意見を言うことは特にございません。

五十嵐委員 1年延長は市が決めたんですね。

鈴木書記 1年間延長は市がお願いしています。その中で、会社の体制として、どういった役員・体制で運営されるかは指定管理会社が決められることだと思いますので、市の方から意見を言うことは特にありません。

中川会長 会社内の人事について、市が意見することはないと思います。この議事は、市と指定管理会社との契約期間を1年延長するという御提案です。今ちょうど経営プランの改訂が始まり、改正法による大きな変化が想定されており、現時点で指定管理者を変更することは、経営プランの改訂作業にも影響が及びます。まず、経営プランの改訂を行い、次の指定管理者をど

うするか検討するものです。

指定管理者を導入する際に決めたルール等について、今まで何か問題点等ございましたでしょうか。

鈴木書記 特には無いと思います。

中川会長 何か人事の件で問題がございますか。

五十嵐委員 当初、指定管理者制度を導入し、市としてこんな感じでやってほしいといった、思い描いていたものがあつたかと思いますが、5年間やってきてそれがどうだったかという部分で、市として特に無かつたのかというのが疑問です。今まで市と話をする中で、指定管理者のあり方について、こうした方がいいのではないかとと言っても、そこは市は口を出せないですと終わっているのが現状だと思います。

鈴木書記 指定管理者をお願いをしている業務に対して、我々の評価としては、現在5年目ですが、色々な場内事業者とのやり取りの中で、問題がある点はあるのだろうと思います。変更すべきところはあるのだろうし、変更できるところは変更すべきだと思っています。ただ、管理業務全般について見ますと、まずまず安定的に運用していただいているのではないかなという評価をしております。そういった中で、この状況においては、1年間延長するのが適当だと考えております。

増田幹事 指定管理者の評価につきましては、当然私共からも評価いたしますけれど、私共の評価の内容について、改めて外部の有識者の方に市の指定管理者評価選定委員会という場で、毎年、御評価をいただいて、次年度ではこういった取組をした方がいいのではといった御意見もいただきながらやってきております。当初予定していた5年間の総括評価についても、改めて5年目である今回のタイミングで評価していただき、今回1年延長という話をさせていただいているところです。ですので、その都度、指定管理者の業務については、評価をしているところでございます。

中川会長 ご質問の趣旨についてですが、現指定管理者が運営していくうえで、不十分な点があるというような背景での質問でよろしいですか。

五十嵐委員 そうです。管理者としての能力と言いますか、そもそも役員人事についてど

うなっているかは詳しく分からないですけど、社長をあまり見かけないです。もちろんいらっしゃる現場責任者等は、常駐していて市場をどう運営していくか考えていると思うんですけど、そもそも社長がいないと駄目だと思うんです。

高柳副会長 ちょっと今の話に関連してなのですが、資料4の「これまでの評価」にある平成28年度について、67.6点のC評価で評価が下がっていますが、これはどういった理由がありますでしょうか。

鈴木書記 これは年度ごとの評価をしていて、その評価結果を記載しています。平成26年度については、指定管理者導入初年度でありまして、我々ができないようなところを指定管理者の方で重点的にやっていただきました。具体的には、広報の打ち方、マスコミへの情報提供やSNSの活用といった、通常我々がなかなかやり得ないようなところにまずは着手をしていただいて、それを順調に運営していただいたという点で評価をしております。後は、指定管理者導入直後に、青果卸売業者の撤退がありまして、施設の返還部分を場内事業者でどう使用していくかというところをうまく調整していただいたという点がありまして、平成26年度はB評価としております。平成27年度については、前年度から引き続き卸撤退による暫定部分利用をしつつ、新たな事業者さんが入ることによる、施設の調整等をうまくやっていただいたという点で、平成27年度もB評価としております。平成28年度については、通常業務を安定的に運営していただいたという点と、新たな業務を立ち上げたということや突発的な何かがあって対応していただいたというよりも、26年度、27年度でやってきたことを継続し安定的に運用してきたという点で、特段目立った点がなかったというまでではないですが、通常通り運営していただいたということで、平成28年度はC評価としております。

高柳副会長 C評価と聞くと、評価が低いように思えるのですが。

鈴木書記 通常評価がC評価でございます。

増田幹事 5段階評価でありまして、お願いした内容について、通常どおり運営していただいたことでの評価でございます。

高柳副会長 C評価は低いのではなく、普通ということですね。

鈴木書記 その通りです。

中川会長 皆さま、他に何か御意見、御質問はございましょうか。

大平委員 卸売業者さんからこのような意見が出てくるというのは、管理会社になかなか意見が届いてないのかなと思います。花き部では、買参人と会社とで話し合う場を年に1回は設けており、ご要望を直接伝える機会を作っています。指定管理会社と青果・水産・花き含めて話し合う場を設けて、もっと意見を言える機会を作らないと、先ほどのような意見につながると思います。議事から少し外れてしまいますが、どうお考えでしょうか。

鈴木書記 実はこちらからも、場内事業者から意見をきちんと聞く機会を持つてくださいとお話させていただいているところです。

やり方は様々ですが、事業者さんが集まって意見を聞くという機会がなかなか難しいという事情があるとお話を聞いております。

また、意見を聞くための会議を設けるのではなくて、収穫祭や何かの会議で集まった際に、また場内を巡回している際に、意見を聞いてみますという話を伺っています。

ただ、意見の聞き方はいろんなやり方があって、まだまだいろんな手法や意見を吸い上げきれていない部分もあるのだらうと思いますので、こちらの方から指定管理者に伝えていきたいと思っています。

大平委員 先ほどの社長のジレンマがすごく分かって、こうしてくれと言っているのになぜ反映されないのかという思いがあると思います。卸売市場法の改正を見据えて、強い組織として、南部市場を強くしていかないと生き残っていきません。打てば響くような、意見を言えばすぐ響くような組織にならないといけないと思います。

中川会長 そういったことも含めて、1年延長というのは、一種のモラトリアム（猶予期間）のようなものだと思います。

これまでの議事で事務局から説明のあった通り、もう今までの市場のような施設設備の使い方ではなくなってくるだろうということです。例えば、商物一致の原則を廃止するということは、市場に荷を経由しなくても、どこか倉庫に預けるまたは産地から直接送っても構わないということになり、市場はこれから一体何をするのかということになります。今のような広い空間は不

要になるでしょうし、もしくは情報機能の強化が必要になるかもしれません。そういった求められる機能に変化していくなかで、指定管理者が市場を様々な機能を持たせたハードとして提供するという任に堪えられるかという課題が新たに出てきます。そのような状況に直面して、今具体的な策が何もないのであって、そのあたりについて皆さんから南部市場でどんなビジネスをしていくのか意見を集めて、方針を立てなければなりません。その中で、どんな指定管理者が一番機能を発揮するのかを選定の際に考えていかなければならないと思います。

今回は現指定管理者の1年延長としまして、次の1年後に、改訂された経営プランを踏まえて、また次の指定管理者の選定について御意見をいただければと思います。

皆さまいかがでしょうか。梶ヶ谷委員、いかがでしょうか。

梶ヶ谷委員 やはり、それぞれ立場の違う皆さんが集まっていただき、意見を言い合って納得したうえで決める方がいいと思います。

中川会長 ありがとうございます。他にございましょうか。  
では、議事3は了承とさせていただきます。

他に御意見ないようでしたら、本日の審議会は以上とさせていただきます。それでは進行を事務局にお返しします。

鈴木書記 中川会長、ありがとうございました。  
皆様、本日は貴重な御意見をありがとうございました。  
次回の会議につきましては、改めてご連絡させていただきます。  
以上をもちまして「川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会」を閉会いたします。

以上